

青梅市地域福祉総合計画【構成案】

- ・第5期青梅市地域福祉計画
- ・青梅市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・青梅市再犯防止推進計画
- ・青梅市成年後見制度利用促進基本計画
- ・第10期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画
- ・第2期青梅市認知症施策推進計画
- ・第7期青梅市障害者計画・第8期青梅市障害福祉計画・第4期青梅市障害児福祉計画

令和8(2026)年5月時点

1. 計画の構成案の改定について

- 変更内容① 「再犯防止推進計画」を第3編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容② 「成年後見制度利用促進基本計画」を第4編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容③ 「認知症施策推進計画」を第5編第4章として、第5編第3章から独立
 - 変更内容④ 「重層的支援体制整備事業実施計画」を第7編として、第1章から独立
- 変更理由→いずれも記載内容の充実を図るとともに、包含している計画をよりわかりやすく示すため。

■計画の構成案について ※変更点を 緑色 で網掛けしています。

現行計画(令和6年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方(重層的支援体制整備事業実施計画)
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画(再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画)
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
現行計画における、再犯防止推進計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容

今回計画(令和9年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
第3編	再犯防止推進計画
第1章	再犯防止を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)
第2章	計画の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
第3章	取組内容

現行計画(令和6年3月)	
現行計画における、成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容
第3編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第4編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
現行計画における、重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第1編 第2章	重層的支援事業の特徴(包括的な福祉相談支援体制)
第2編 第3章	取組内容
資料編	

今回計画(令和9年3月)	
第4編	成年後見制度利用促進基本計画
第1章	成年後見制度を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)
第2章	計画の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
第3章	取組内容
第5編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	高齢者保健福祉・介護保険に関する 取組内容
第4章	認知症施策の推進
第5章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第6編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
第7編	重層的支援体制整備事業実施計画
第1章	重層的支援体制整備事業の展開
第2章	各実施事業の概要と提供体制
第3章	連携体制の構築
資料編	



2. 成年後見制度利用促進基本計画(案)の記載内容について

第4編 成年後見制度利用促進基本計画

第1章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

1. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方々の権利と財産を守るための重要な制度として、平成12年に開始されました。

本制度は本人を支える重要な手段である一方、全国的に十分な活用が進んでいないという課題がありました。これを受け、平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成29年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これにより市町村は、国の計画を勘案し、利用促進に関する施策の基本計画策定に努めることとされています。

今後、認知症高齢者や単身高齢者のさらなる増加が見込まれるなか、引き続き社会福祉協議会が核となり、専門職や関係機関と連携して一体的な支援体制である「地域連携ネットワーク」をさらに広げていくことが極めて重要です。

こうした状況を踏まえ、本市では、社会情勢の変化やこれまでの施策の進捗状況を反映させるため、令和6年3月に策定した「青梅市成年後見制度利用促進基本計画」の中間見直しを行います。

記載項目は、現時点の内容です。内容を精査したものを次回会議以降でお示しします。

2. 計画の位置づけ

この計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づく「市町村計画」です。

また、この計画は成年後見制度の利用の促進に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、国の基本計画の内容を勘案して策定されています。

3. 計画の期間

計画の期間は、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえるとともに、青梅市地域福祉総合計画の計画期間を考慮し、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、国・都の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間が令和8年度末までとなっています。また、成年後見制度自体の見直しが行われていることから、計画の掲載事項が変更になる可能性があります。

その際は、改めて内容を提示させていただきます。

4. 成年後見制度に関する統計の状況

※成年後見制度の利用者の状況

※権利擁護センターでの相談の状況

など成年後見制度に関する統計データについて、グラフや表形式で掲載します。

5. 成年後見制度に関するアンケート調査結果の状況

※地域共生社会を推進するためのアンケート調査結果から、成年後見制度に関する結果を掲載します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が、継続して尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進に当たっては、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという、重層的支援体制整備事業と共通点を持っており、双方を効果的に推進するため、関係する部局や支援関係機関の相互理解にも努めます。

2. 基本目標

※現行計画の取組の進捗状況等を踏まえ、基本目標を設定します。

- ①周知・啓発の取組、相談窓口の充実
- ②後見人の養成および活用支援
- ③地域連携ネットワークの構築

第3章 取組内容

※地域福祉計画等と同様に、具体的な事業名、取組内容等を記載します。

①周知・啓発の取組、相談窓口の充実

成年後見制度利用は権利擁護の重要な制度ですが、アンケート結果のとおり、制度の認知度は低くなっています。まずは、市民の制度に対する理解を深め、メリットが実感できるよう、成年後見制度の周知、啓発に取り組めます。また、成年後見制度の利用に関する相談や手続などの支援を行います。

②後見人の養成および活用支援

③地域連携ネットワークの構築

以下、同様。

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
市民講座の実施、シンポジウムの開催 【新規】	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに応えられる人材の育成に取り組めます。	地域福祉課	地 再 重
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	地域福祉課 介護保険課 高齢者支援課 健康課	地 再
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	地 高 認 障